

関係法令等

名 称	所 管 課					頁
	建築指導課	廃棄物指導課	都市計画課	公園緑地課	環境保全課	
建築基準法	○					1
建築基準法施行令	○					2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令		○				3
千葉県建築基準法第51条ただし書許可基準	○					8
船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱		○				10
都市計画法			○			15
船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例施行規則				○		18
船橋市環境保全条例					○	20
船橋市環境保全条例施行規則					○	22

建築基準法（抄）

（昭和二十五年法律第二百一号）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

（昭三四法一五六・全改、昭四三法一〇一・一部改正、昭四五法一〇九・旧第五十四条繰上、昭四五法一三七・平一一法八七・平一二法七三・平一六法六七・一部改正）

建築基準法施行令（抄）

（昭和二十五年政令第三百三十八号）

（位置の制限を受ける処理施設）

第百三十条の二の二 法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）

イ 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十四号に掲げる廃油処理施設

（平一六政二一〇・追加、平二〇政二九〇・一部改正）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抄）

（昭和四十六年政令第三百号）

（産業廃棄物）

第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。）

二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

三 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

四 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

四の二 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物

五 ゴムくず

六 金属くず

七 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず

八 鉱さい

- 九 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- 十 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）
- 十一 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）
- 十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設（ダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの
- イ 燃え殻（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、第三条第三号ワ並びに別表第一を除き、以下同じ。）
- ロ 汚泥（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ（1）、第八号及び第十一号、第三条第二号ホ及び第三号へ並びに別表第一を除き、以下同じ。）
- ハ 廃油（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハ及び別表第五を除き、以下同じ。）
- ニ 廃酸（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。）
- ホ 廃アルカリ（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。）
- へ 廃プラスチック類（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ（5）を除き、以下同じ。）
- ト 前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）
- 十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

(平四政二一八・全改、平五政三八五・平六政二一・平九政三五三・平一一政四三四・平一二政四九三・平一三政二三九・平一三政三三一・平一四政二・平一四政三一三・平一五政三五〇・平一六政五・平一六政二九六・平一八政二五〇・平一九政二八三・平二七政二七五・平二七政三七六・一部改正)

(産業廃棄物処理施設)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一 汚泥の脱水施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの

二 汚泥の乾燥施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートル（天日乾燥施設にあつては、百立方メートル）を超えるもの

三 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 一日当たりの処理能力が五立方メートルを超えるもの

ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの

ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの

四 廃油の油水分離施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）

五 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）

イ 一日当たりの処理能力が一立方メートルを超えるもの

ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの

ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの

六 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、一日当たりの処理能力が五十立方メートルを超えるもの

七 廃プラスチック類の破砕施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

八 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 一日当たりの処理能力が百キログラムを超えるもの

ロ 火格子面積が二平方メートル以上のもの

八の二 第二条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）

又はがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

九 別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

十 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

十の二 廃水銀等の硫化施設

十一 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

十一の二 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設

十二 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

十二の二 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設

十三 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設

十三の二 産業廃棄物の焼却施設（第三号、第五号、第八号及び第十二号に掲げるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの

ロ 火格子面積が二平方メートル以上のもの

十四 産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの

イ 第六条第一項第三号ハ（１）から（５）まで及び第六条の五第一項第三号イ（１）から（７）までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所

ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地を除く。）

ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地にあつては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環

境大臣が指定する区域に限る。)

(昭四八政九・昭五〇政三六〇・昭五一政二一八・昭五二政二五・昭五五政二五五・昭六一政三三六・平四政二一八・平六政三〇六・平七政二九〇・平九政二六九・平九政三五三・平一二政三一三・平一二政三九一・平一二政四九三・平一三政二三九・平一四政三一三・平一六政五・平一六政二九三・平一八政二五〇・平二七政三七六・一部改正)

千葉県建築基準法第51条ただし書許可基準

第1 趣旨

この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第51条ただし書の規定による許可に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 適用範囲

この基準は、建築基準法施行令（以下「政令」という。）第130条の2の2に規定する処理施設に適用する。

第3 用語の定義

この基準における用語の意義は、法及び政令の例による。

第4 立地基準

次に掲げる規定に適合すること。

1 敷地の位置

- 一 工業系用途地域（工業専用地域、工業地域及び準工業地域をいう。以下同じ。）又は用途地域の指定のない区域（市街化調整区域を含む。）内であること。
- 二 工業系用途地域を除く用途地域が指定されている区域、市街地又は将来市街地になることが予想される区域に近接しないこと。
- 三 都市計画に既に決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第11条に規定する都市施設に限る。）に影響を及ぼさない位置であること。

- 四 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他のこれらに類する建築物^{※1}の敷地境界から概ね100メートル以上離れていること。
- 五 県及び市町村の都市計画構想と齟齬をきたしていないこと。
- 六 自然公園、自然環境保全地域、近郊緑地保全区域、緑地保全地域、歴史的風土特別保存地区、風致地区等優良な自然環境を保全する必要のある区域及び良好な住宅環境を保全すべき区域が含まれていないこと。
- 七 災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等災害防止のために保全を図る必要のある区域が含まれていないこと。
- 八 その他知事が不相当と認める位置でないこと。

2 搬出入計画

- 一 主要な搬出入路は、原則として幅員6メートル以上の舗装道路であること。
- 二 主要な搬出入路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道等が設置され歩行者の安全が確保される場合はこの限りでない。
- 三 主要な搬出入路は、繁華街や住宅街を經由しないこと。
- 四 施設の設置に伴って発生集中すると予想される搬出入車両が、主要な搬出入路の交通に過度な影響を与えないこと。
- 五 敷地の車両出入口は原則として1箇所とし、敷地周辺の交通に影響を及ぼさないよう適切な位置に設置されること。

附則

- 1 この基準は、平成23年4月4日から施行する。

※1 「その他のこれらに類する建築物」とは、都市計画法第11条第1項第5号及び第6号に規定される都市施設で、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等、公益性、広域性、恒久性及び環境保全の必要性が特に高いと認められる建築物が該当する。

船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(抄)

(事前協議)

第4条 事業者等は、廃棄物処理施設（都市計画法第11条に規定する施設で都市計画決定されるものを除く。）の設置等を行おうとする場合であって次の各号に掲げる申請又は届出を行うときは、あらかじめ、廃棄物処理施設設置等事前協議書（別記第1号様式）を市長に提出し、協議しなければならない。

- (1) 法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の許可の申請
 - (2) 法第8条第1項又は法第9条第1項の許可の申請
 - (3) 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の2第1項の許可の申請
 - (4) 法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の許可の申請
 - (5) 法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の許可の申請
 - (6) 規則第2条第2号又は規則第2条の3第2号の指定の申請
 - (7) 規則第9条第2号又は規則第10条の3第2号の指定の申請
 - (8) 法第7条の2第3項の変更の届出
 - (9) 法第14条の2第3項若しくは法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の変更の届出
 - (10) 法第15条の2の5第1項の規定による届出（同条第2項の規定を適用する場合を除く。）
 - (11) 条例第12条第1項又は条例第15条第1項の許可の申請
- 2 前項の廃棄物処理施設設置等事前協議書には次の各号に掲げる関係書類等を添付しなければならない。
- (1) 環境調査報告書（別記第2号様式）
 - (2) 位置図（縮尺25,000分の1）

- (3) 付近の見取図（縮尺2，500分の1）、案内図及び計画地並びに周辺の地形の状況を示す写真
- (4) 公図の写し
- (5) 都市計画図
- (6) 土地利用現況図
- (7) 廃棄物処理施設の計画概要として次に掲げる書類
 - ア 事業計画書
 - イ 計画地の敷地内配置図
 - ウ 処理フロー図
 - エ 予定施設一覧表
 - オ 廃棄物処理施設の設計概要図（平面図、立面図、側面図、構造図及び断面図等）
 - カ 施設の仕様を示す書類（仕様書、カタログ及び能力計算書）
 - キ 給排水計画図
- (8) 誓約書（別記第3号様式）及び定款又は第2条（8）イに掲げる許可を既に受けている者にあつては当該許可に係る許可証の写し
- (9) 事業者等が法人である場合には、履歴事項全部証明書
- (10) 事業者等が個人である場合には、住民票の写し
- (11) 計画地の土地の使用権原を有することを証する書類として次に掲げる書類
 - ア 土地の登記事項証明書
 - イ 借地がある場合にあつては、当該土地所有者の仕様承諾書
 - ウ 搬入道路が私道である場合にあつては、当該搬入道路管理者の通行承諾書
- (12) 施設の設置等に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類（別記第4号様式）
- (13) 説明会等計画書（別記第5号様式）及び説明会等に係る書類として次に掲げる書類

ア 説明会等を実施する範囲を示す書類

イ 説明会等を実施するにあたり使用する資料

(14) 生活環境影響調査計画書

(第2条第6号ア及びイの(ア)、(イ)に規定する廃棄物処理施設に係るものに限る。ただし、「環境影響評価法」第2条又は「千葉県環境影響評価条例」第2条に規定する対象事業に該当する場合には環境影響調査準備書又は環境影響評価書に替えることができる。

(15) その他市長が必要と認める書類

3 事業者等は、第1項の規定により市長に提出する事前協議書等(別記第1号様式及び前項の関係書類等をいう。以下同じ。)及び事前協議において、市長が別に定める立地等に関する基準(以下「立地基準」という。)に(第2条第7号オに該当する場合には、原則として)適合するようにするとともに、構造に関する基準(以下「構造基準」という。)及び維持管理に関する基準(以下「維持管理基準」という。)にも適合するようにしなければならない。ただし、条例第12条に規定する小規模産業廃棄物処理施設については、「構造基準」及び「維持管理基準」の規定を適用しないものとする。

4 市長は、前項の基準に明らかに適合しないと認められる事前協議書等に係る事前協議又は事前協議書等の提出時において、廃棄物の処理に関し、措置命令を受けその支障の除去等の措置を講じない者又は改善命令、改善勧告等を受けその処理の方法の変更等の必要な措置を講じない者に係る事前協議については応じないものとする。

(計画の審査指示等)

第8条 市長は、協議会の審査結果に基づき、事業者等に対し廃棄物処理施設の設置等を行うにあたっての留意事項、計画の変更又は当該計画の廃止の指示(以下「審査指示」という。)を行うものとする。

2 市長は、前項の審査指示を行うにあたり、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の審査指示（廃棄物処理施設の設置等を行うにあたっての留意事項に限る。）を行うときは、次の各号のいずれかにより定める事前協議書等の内容を周知することが適当と認められる地域（以下「関係地域」という。）を、併せて指示するものとする。

(1) 最終処分場の計画にあつては、計画区域からおおむね300メートル以内の地域及び搬入道路（国道、県道、市町村道及び法定外共用道路を除く。以下同じ。）の沿道（道路端からおおむね30メートル以内の地域。以下同じ。）

(2) 最終処分場以外の計画にあつては、計画区域からおおむね200メートル以内の地域及び搬入道路の沿道

（説明会の開催）

第10条 事業者等は、第8条第3項の規定により市長が指示した関係地域に居住する住民（以下「関係地域住民」という。）に対し、自らの責任において説明会を開催し、事業計画の説明を行わなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域の周辺地域で開催することができる。

2 事業者等は、説明会を開催するにあつては、その場所、日程、事業計画の概要等について、あらかじめ、関係地域住民に周知を図らなければならない。

3 事業者等はその責めに帰することのできない理由で説明会を開催することができない場合は、事前協議書等についてその内容を平易に要約した文書を配布する等の方法により周知に努めなければならない。

4 事業者等は、説明会の日程が終了したとき、またはやむを得ず文書等の配布により周知を終了したと判断した場合は、その実施状況について記載した説明会等実施状況報告書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 5 市長は、前項の報告書の内容から、十分説明がなされていないと判断するときは、事業者等に対し、再度説明会を開催することを指示することができる。
- 6 前項の規定による指示に基づく説明会については、第1項から第4項までの規定を準用する。

(関係地域住民との調整)

第11条 事業者等は、当該事業計画の実施に関する環境保全協定を関係地域の関係地域住民（世帯主）3分の2以上で構成する団体の長と締結しなければならない。ただし、関係地域住民（世帯主）3分の2以上から当該事業計画の実施に関する環境保全協定と同等の条件による承諾を得たときはこの限りでない。

- 2 前条及び前項の規定は、当該事業計画が次の各号のいずれかに該当し、市長が適当と認める場合は省略することができる。
 - (1) 「環境影響評価法」第2条又は「千葉県環境影響評価条例」第2条に規定する対象事業に該当するとき
 - (2) 建設汚泥の最終処分場の設置者が当該処分場で処分するため当該処分場内に汚泥の脱水又は乾燥施設を設置するとき
 - (3) 新たに令第5条第1項若しくは第2項又は令第7条に規定する施設に該当する施設の変更であって、主要な施設の変更を伴わないとき

都市計画法（抄）

（昭和四十三年法律第百号）

（都市施設）

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- 四 河川、運河その他の水路
- 五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- 七 市場、と畜場又は火葬場
- 八 一団地の住宅施設（一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
- 九 一団地の官公庁施設（一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
- 十 一団地の都市安全確保拠点施設（溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合における居住者等（居住者、来訪者又は滞在者をいう。以下同じ。）の安全を確保するための拠点となる一団地の特定公益的施設（避難場所の提供、生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供その他の当該災害が発生した場合における居住者等の安全を確保するために必要な機能を有する集会施設、購買施設、医療施設その他の施設をいう。第四項第一号において同じ。）及び公共施設をいう。）
- 十一 流通業務団地

十二 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十五項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設をいう。）

十三 一団地の復興再生拠点市街地形成施設（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十二条第一項に規定する一団地の復興再生拠点市街地形成施設をいう。）

十四 一団地の復興拠点市街地形成施設（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第八号に規定する一団地の復興拠点市街地形成施設をいう。）

十五 その他政令で定める施設

2 都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

3 道路、都市高速鉄道、河川その他の政令で定める都市施設については、前項に規定するもののほか、適正かつ合理的な土地利用を図るため必要があるときは、当該都市施設の区域の地下又は空間について、当該都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定めることができる。この場合において、地下に当該立体的な範囲を定めるときは、併せて当該立体的な範囲からの離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度（当該離隔距離に応じて定めるものを含む。）を定めることができる。

4 一団地の都市安全確保拠点施設については、第二項に規定するもののほか、都市計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定公益的施設及び公共施設の位置及び規模

二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の容積率の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建蔽率の最高限度

5 密集市街地整備法第三十条に規定する防災都市施設に係る都市施設、都市再生特別措置法第十九条の四の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設及び同法第五十一条第一項の規定により決定又は変更をする都市計画に係る都市施設、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第十九条の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興再生拠点市街地形成施設並びに一団地の復興拠点市街地形成施設について都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

6 次に掲げる都市施設については、第十二条の三第一項の規定により定められる場合を除き、第一号又は第二号に掲げる都市施設にあつては国の機関又は地方公共団体のうちから、第三号に掲げる都市施設にあつては流通業務市街地の整備に関する法律第十条に規定する者のうちから、当該都市施設に関する都市計画事業の施行予定者を都市計画に定めることができる。

一 区域の面積が二十ヘクタール以上の一団地の住宅施設

二 一団地の官公庁施設

三 流通業務団地

7 前項の規定により施行予定者が定められた都市施設に関する都市計画は、これを変更して施行予定者を定めないものとすることができない。

(昭四九法六七・平七法一三・平一二法七三・平一五法一〇一・平一七法四一・平二三法二四・平二三法一〇五・平二三法一二四・平二五法五五・平二六法三九・平二七法二〇・平二八法七二・令三法三一・一部改正)

船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例施行規則（抄）

（昭和四十八年九月二十九日規則第四十六号）

別表 緑地確保基準

その3 500平方メートル以上の土地に事業所の建設を行う場合

用途地域	緑地設置面積
商業地域	事業敷地面積の3パーセント以上
近隣商業地域	事業敷地面積の5パーセント以上
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	事業敷地面積の12パーセント以上
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	事業敷地面積の17パーセント以上
市街化調整区域	事業敷地面積の21パーセント以上

その4 緑地確保の特例（緑地確保面積の50パーセント未満とする。）

用途地域	特例の範囲
市街化区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋上に植栽可能な場所を設置した場合は、当該面積を緑地設置面積とみなす。 2 高さ1.5メートル以上の壁面等（10メートル以下の部分）を利用して、つる植物等を植栽した場合は、当該壁面等の面積の4分の1を緑地設置面積とみなす。ただし、緑地確保面積の20パーセント未満とする。

その5 樹木の植栽基準

種別	植栽基準（10平方メートル当たり）
その1（独立低層住宅を目的とした宅地造成に限る。）に掲げる場合の緑地	高さ1.5メートル以上の中木2本以上及び高さ0.3メートル以上の低木（原則として常緑樹）15本以上
その1（独立低層住宅を目的とした宅地造成を除く。）、その2及びその3に掲げる場合の緑地	高さ3メートル以上の高木2本以上又は高さ1.5メートル以上の中木4本以上及び高さ0.3メートル以上の低木（原則として常緑樹）30本以上

備考

- 1 高木、中木及び低木の配分を変更する場合は、高木1本を中木2本又は低木15本と同等数量とみなす。
 - 2 景観木を植栽する場合は、景観木1本を高木5本と同等数量とみなす。
 - 3 樹木の高さは、植栽時におけるものであること。
 - 4 高木及び中木には支柱を施すこと。
 - 5 樹木には良質客土を用いるものとし、高木にあつては1本当たり0.2立方メートル以上、中木にあつては1本当たり0.06立方メートル以上、低木にあつては1平方メートル当たり0.2立方メートル以上施すこと。
- （昭六〇規則五〇・全改、昭六一規則四〇・平六規則一・平八規則三三・平一四規則三七・平二三規則九・一部改正）

船橋市環境保全条例（抄）

（平成十四年十二月二十七日条例第五十七号）

第4節 騒音の防止

（定義）

第64条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） **特定施設** 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- （2） **特定作業** 工場等で行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

（規制基準）

第65条 市長は、特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等（以下この節においてこれらを「特定工場等」という。）における騒音の発生を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 前項の規制基準（以下この節において「規制基準」という。）は、特定工場等において発生する騒音の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

第5節 振動の防止

（定義）

第76条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） **特定施設** 工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- （2） **特定作業** 工場等で行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(規制基準)

第77条 市長は、特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等(以下この節においてこれらを「特定工場等」という。)における振動の発生を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 前項の規制基準(以下この節において「規制基準」という。)は、特定工場等において発生する振動の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

船橋市環境保全条例施行規則（抄）

（平成十五年二月二十八日規則第四号）

第4節 騒音の防止

（特定施設）

第36条 条例第64条第1号の規則で定める施設（以下この節において「特定施設」という。）は、別表第8に掲げるとおりとする。

（規制基準）

第38条 条例第65条第1項の規則で定める規制基準は、別表第10に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区域の区分又は時間の区分の変更により、厳しい規制基準が適用されることとなる場合は、その日から3年間は当該区域の区分又は当該時間の区分の変更前に適用されていた規制基準とする。ただし、条例第69条第1項の規定による届出をした場合は、当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

第5節 振動の防止

（特定施設）

第45条 条例第76条第1号の規則で定める施設（以下この節において「特定施設」という。）は、別表第11に掲げるとおりとする。

（規制基準）

第47条 条例第77条第1項の規則で定める規制基準は、別表第12に掲げるとおりとする。

別表第8

騒音に係る特定施設

番号	施設の種類
1	<p>金属加工機械</p> <p>(1) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>(2) 製管機械</p> <p>(3) ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>(4) 液圧プレス</p> <p>(5) 機械プレス</p> <p>(6) せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>(7) 鍛造機</p> <p>(8) ワイヤフォーマリングマシン</p> <p>(9) ブラスト</p> <p>(10) タンブラー</p> <p>(11) 製びょう機</p> <p>(12) 製釘機</p> <p>(13) 高速度切断機</p> <p>(14) 平削盤</p> <p>(15) 型削盤</p> <p>(16) 研摩機</p> <p>(17) 自動やすり目立機（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。）</p>
2	<p>圧縮機（空気圧縮機にあつては原動機の定格出力が3.75キロワット以上、その他のものにあつては原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p>
3	<p>送風機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p>

4	<p>粉砕機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>(1) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機</p> <p>(2) 食品加工用粉砕機</p> <p>(3) その他の用に供する粉砕機</p>
5	織機（原動機を用いるものに限る。）
6	<p>建設用資材製造機械</p> <p>(1) コンクリートプラント</p> <p>(2) アスファルトプラント</p>
7	<p>木材加工機械</p> <p>(1) ドラムバーカー</p> <p>(2) チッパー</p> <p>(3) 碎木機</p> <p>(4) 帯のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>(5) 丸のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>(6) かな盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p>
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機

備考 次に掲げる施設を除く。

- 1 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設を有する工場等に設置される施設
- 2 鉱山保安法第13条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設（同法第2条第2項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）
- 3 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- 4 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物
（令元規則五・一部改正）

別表第10

騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	午前8時から午後7時 まで	午前6時から午前8時 まで及び午後7時から 午後10時まで	午後10時から翌日の 午前6時まで
第一種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に掲げる音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 3 騒音の測定点は、原則として音源の存する場所の敷地境界線上における地点とする。
- 4 騒音の測定方法は、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、騒音規制法第4条第1項の規定により市長が定める第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域を、その他の区域とは、それら以外の区域をいう。(区域の指定は船橋市告示により指定しております。)
- 6 第一種区域の区域外に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下「学校」という。)
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所(以下「保育所」という。)
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(以下「病院」という。)及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの(以下「入院施設を有する診療所」という。)
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館(以下「図書館」という。)
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)
- (平二七規則一二五・一部改正)

別表第11

振動に係る特定施設

番号	施設の種類
1	金属加工機械 (1) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） (2) 製管機械 (3) 液圧プレス (4) 機械プレス (5) せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） (6) 鍛造機 (7) ワイヤフォーミングマシン
2	圧縮機（空気圧縮機にあつては原動機の定格出力が3.75キロワット以上、その他のものにあつては原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	粉砕機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） (1) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 (2) 食品加工用粉砕機 (3) その他の用に供する粉砕機
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械 (1) ドラムバーカー (2) チッパー
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）

9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

備考 次に掲げる施設を除く。

- 1 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設を有する工場等に設置される施設
- 2 鉱山保安法第13条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設（同法第2条第2項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）
- 3 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- 4 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物
（令元規則五・一部改正）

別表第12

振動に係る規制基準

時間の区分	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
区域の区分		
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に規定する振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定点は、原則として振動源の存する場所の敷地境界線上における地点とする。
- 4 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
- ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3デシベル	3デシベル
4デシベル	2デシベル
5デシベル	
6デシベル	1デシベル
7デシベル	
8デシベル	
9デシベル	

5 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

6 第一種区域とは、振動規制法第4条第1項の規定により市長が定める第一種区域を、第二種区域とは、それ以外の区域をいう。（区域の指定は船橋市告示により指定しております。）

7 学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

(平二七規則一二五・一部改正)